平成 28 年度 施政方針

伊佐市長

平成 28 年度は施策

の基本となる「伊佐市 総合振興計画後期基本 計画」の初年度である とともに、地方創生の 指針である「伊佐市ま ち・ひと・しごと創生 総合戦略」の本格的な 実施による「新たな未 来へ向けたはじめの・ 歩」となる重要な年度 と位置付け、市民の皆 さまをはじめ多様な地 域団体や企業の皆さま と協働して取り組んで

※紙面の都合により抜粋した ものを掲載します。施政方 針の全文は、市ホームペー ジをご覧ください。

> 少し、特に落ち込みが大きい生産年齢人 の2060年に約12、000人まで減 保障・人口問題研究所の推計では44年後

口の減少により、地域の活力は深刻な状

況になることが予想されます。

これを改善するため「伊佐市まち・

重点ポイント

を行い、持続可能で経済効果のある事業 まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基 まや関係団体、民間企業との協議・検討 づく施策を推進するために、市民の皆さ 平成27年度において策定した「伊佐市

りを行います。 伊佐市」を創り、将来を担う世代がわが えたい」若者を増やすほか、市民活動や まちに希望を持ち、ともに育つ環境づく 経済活動を活性化させ、「元気で明るい 続けたい」人や「伊佐で夢や希望をかな これによって「伊佐に住みたい、住み

2 市民の健康づくりを進めます

費が高く、財政上も赤字が続く厳しい状 伊佐市の国保会計は1人あたりの医療

1 地方創生施策の確実な展開

3 子育で支援の更なる展開

の構築を進めます。

の無料化や保育料の軽減、待機児童ゼロ めざして取り組んできました。予防接種 これまで伊佐市が独自に取り組んできた その保護者への支援の仕組みづくり等に の環境づくり、発達が気になる子どもと より県内トップの評価をいただいており 施策が国においても制度化されてきまし これまで伊佐市は「子育て日本一」を

今後は、これまでの取組みを活かして

況が続いています。 ことは明らかです。 医療、 介護に係るコストが増大する 今後も高齢化が進む

す取組みを進めます。 係るコストを抑制することは可能です。 づくりに取り組むことで、医療、 活や運動を意識して行動する市民を増や 今一度、自らの生活習慣を見直し、 幸せになる」といった意識を持ち、 市民一人ひとりが「自分の健康は皆の 介護に 健康

4 健全な財政運営

をめざします。

置を終え、毎年段階的に減少していきま 組みます。 直しを進め、 推進をはじめとする歳入確保や歳出の見 これに対応するために、ふるさと納税の 業の実施に多額の費用を必要とします 建設、小水流団地建替え等の普通建設事 す。これに加え、汚泥再生処理センター 源である普通地方交付税が、合併特例措 台併8年目を迎え、伊佐市の重要な財 「健全な財政運営」に取り

平成28年度の施策の概要

心」の5つの視点に区分して説明します。 口」、「教育」、「産業」、「健康(幸)」、「安 「地方創生」のキーワードである「人

なんちゅう)」が、集い、語らい、

行

「伊佐市総合交流拠点施設(e - G a

子どもを生み、育てることができるまち 展開」について検討を行い、 さらに子育て支援の「深化」 まいります。 B 「安心して 「新たな

組みを行います。

流人口の増加から定住人口を増やす」取 と・しごと創生総合戦略」に基づき、「交

◉豊かな自然を活かした「アウトドアを 曽木の滝公園の魅力化、公衆無線LA を検討します。 での経済活動としての観光事業の展開 民連携によって進め、民間事業ベース N等の環境整備、 楽しむ」体験型観光のメニュー開発や 観光PRを広域・官

◉地域資源を活かして、伊佐ツーリズム 新たな展開を検討します。 旅行業者等との意見交換を行いながら 協議会や地域団体が取り組めるよう、

○全国の伊佐ふるさと会との連携により 企業情報の収集や、伊佐市へのUター ン情報等の提供を行います。

◉校区コミュニティ協議会の「自ら考え 推進するため、交流や憩いの場づくり 自ら取り組むコミュニティづくり」を 設置等に対する支援を行います。 歩くことを楽しむ道「フットパス」

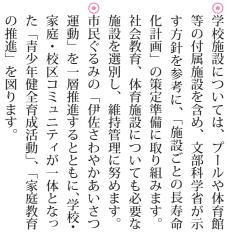
合併当時の伊佐市の人口は、国立社会

企業に活用されるよう取り組みます。動する場の拠点として、市民や団体

2 教育

育成に努めます。 進め、これからの時代を生き抜く人材のを育てる「伊佐のふるさと教育」を推しや人材を有効活用して、地域で子供たちの佐市の未来を創るため、地域の資源

- ○学校教育については、児童生徒が確かな学力を身に付け、心豊かで、心身ともにたくましい山坂達者な調和のとれた青少年として育つよう教育活動の充実に努めます。特に学力向上や幼・保・小・中・高の連携を図り、児童生徒が確か小・中・高の連携を図り、児童生徒が確か自己実現や進路実現をめざします。
- 等を推進します。教育の拡充、英語教育、小中一貫教育、教育の拡充、英語教育、小中一貫教育、
- ●大口中央中学校の生徒がさらなる安心
- ●学校施設の老朽化対策を含め、将来の
- を始めます。
 在り方についての検討



●郷土芸能の伝承のため児童生徒を含む ではりを行います。一づくりを行います。一づくりを行います。

⊙市民の身近な学びの場としての特色あ

動を新しい風として推進します。成果を生かした中高生や青年の文化活化活動や国民文化祭「いさ演劇祭」の受芸術文化を振興するため、自主的な文

○スポーツの振興については、心身の鍛技力向上に努めます。

○平成31年全国高校総体や平成32年産児の平成31年全国高校総体や平成32年産児

●学校給食については、安心安全で栄養 き伊佐米の利用をはじめ地産地消の推 き伊佐米の利用をはじめ地産地消の推 を伊佐米の利用をはじめ地産地消の推 を提供

●高校振興については、市内の高等学校と中学校との連携を図り、市の独自事業により、さらなる魅力化を支援し、 業により、さらなる魅力化を支援し、 と中学校との連携を図り、市の独自事

3 産業

TPP協定等の影響や市の活力の素となる産業については、





競 組みについて検討を行います。と での循環型経済の展開を視野に入れた取原 チした振興を進めるとともに、伊佐市内蝦 国の施策等を見極めながら、時代にマッ

●農業については、国の政策について迅 と業の高齢化と担い手不足問題といっ が規就農者の育成・確保対策を行い、 をで正確な情報を提供するとともに、 をで正確な情報を提供するとともに、

動成を行うなど、出荷頭数保持に努めり値を見守りながら優良種雌牛保留導 とを行い、肉用牛の地域ブランドを推 とを行い、肉用牛の地域ブランドを推 とを行い、肉用牛の地域ブランドを推 とを行い、肉用牛の地域ブランドを推 がある。

●園芸振興は、重点野菜の作付面積拡大●園芸振興は、重点野菜の作付面積拡大







○日本型直接支払交付

林業については、森林経営計画に基づ耕作放棄地解消に努めます。 最大限利用して集落営農などを推進し、

●林業については、森林経営計画に基づく森林整備の推進、森林施業の集約化等により効率的な林業経営を促進して 層用を創出します。また、森林の多面 をでいる。また、森林の多面 が機能の維持及び循環利用を未来に継 が林資源の特用林産としての有効活用 でするための再造林推進に努めるほか、 が林資源の特用林産としての有効活用

○鳥獣被害所は計画に基図るとともに、鳥獣被害防止計画に基気柵の設置補助等による被害の軽減を○鳥獣被害対策については、侵入防止電

●企業活動支援、誘致、商工業の振興については、市内企業への防災対策や立ついては、市内企業への防災対策や立面からの情報収集と誘致活動を展開するほか、商工会と連携した経営安定、体質強化や、空き店舗の解消と商店街の再生のための市街地商店街活性化事業を継続します。

●特産・ブランド品の振興については、



わせたPR活動を行います。メニューの開発に取り組み、観光と合導役に市の特性を生かした土産物や新

4 健身 (幸)

小ス」接種の全額助成を行います。
 一大の幸せは心身ともに健康であることです。健康寿命の延伸をめざして「自らです。健康寿命の延伸をめざして「自らさ」
 一体となって母子保健事業に取り組むほか、県内の市では唯一「ロタウィ組むほか、県内の市では唯一「ロタウィルス」接種の全額助成を行いながら関係機制の場合

●成人の健康づくりのために、従来の生活習慣病予防等に加え「健康いさ1」 た基づき、「自分の健康は自分で守る」 に基づき、「自分の健康は自分で守る」 の意識のもと、市民一人ひとりの主体 のお健康づくりや健康の かな健康づくりのために、従来の生れるよう取り組みます。

き続き公費負担で行います。

に係る治療費助成や妊婦健康診査を引

◎老人クラブの活動支援や高齢者の能力

を生かした活力ある地域を生かした活力ある地域 が一人材センターへの支 援を行います。

ニューづくりや環境整備を行います。
つくりに取り組めるメスポーツを通じた健康

安心

知名度の高い焼酎

りに取り組みます。 子育て、医療、介護、福祉の もらえることや、快適な生活環境づく もの暮らしの「安心」に繋がり、魅力的 日の暮らしの「安心」に繋がり、魅力的 なまちの基本となる「住みよさ」になる なまちの基本となる「住みよさ」になる なまるです。子育で、医療、介護、福祉の でするです。子育で、医療、介護、福祉の をまるです。

●子育て支援については、子育て支援センターの充実と、子育でに不安を抱えない。「伊佐市すこやか保育事業」を展か、「伊佐市すこやか保育事業」を展か、「伊佐市すこやか保育事業」を展か、「伊佐市すこやか保育事業」を展か、「伊佐市すこやか保育事業」を反けるがら、各関係機関の連携により市全体として子育で支援する体制である。

○「乳幼児医療費助成制度」の継続実施歳までを切れ目なく支援します。に、妊娠期から出産、幼少期を経て18・トータルサポートセンターを中心ー、トータルサポートセンターを中心

部拡充を行うほか、18歳未満の第3子と「子ども安心医療費助成制度」の一と「乳幼児医療費助成制度」の継続実施

長分助成も行って保護者の負担軽減に長分助成も行って保護者の負担軽減に野めるとともに、放課後児童健全育成努めるとともに、放課後児童健全育成好ら安心して子育てできる環境づくりなら安心して子育でできる環境が

●障がい者の支援については、障害者介 4期障がい福祉計画に基づき障がい者 の日常生活や社会生活を総合的に支援 するとともに、手話通訳者養成講座を 継続するほか、平成28年度から障がい者 都表式ポーツ教室を開催します。

高齢者を支える「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、「連携」の調整ムの構築」に向けて、「連携」の調整ともに、新たな介護保険制度に適応しともに、新たな介護保険制度に適応した介護サービスの提供に努めます。た介護サービスの提供に努めます。
 高齢者が地域で安心して暮らすために地域での見守り活動や高齢者給食サービスの提供に努めます。

子育て支援、障がい者支援、高齢者支 ービスなどを行います。齢者介護手当支給事業、日帰り入浴サ

情報キットの啓発などを行うほか、高

援などを確実に行うために、

社会福祉

地域福祉活動が行えるよう取り組みまが役割を分担して、連携を図りながら施設、ボランティア団体、NPO法人施設、ボランティア団体、NPO法人がの割を分担して、連携を図りながらは、

●交通手段の確保のために、高齢者等の ●地域医療体制を充実させるため、 を図ります。 域医療連携を強化して救急体制の充実 県水俣市や人吉市との県境を越えた地 院群輪番制病院運営事業(夜間及び休 る在宅当番医制事業(休日昼間)や病 剤師会、 北薩病院や市医師会、歯科医師会、薬 交通の維持・利便性向上に努めます。 バス(空港バス)等といった地域公共 やのりあいタクシー、市内バス、県際 減を図る福祉タクシー利用料助成事業 日常生活上の通院・買い物等の負担軽 日昼間の重症患者対応)を実施するほ 産婦人科の医師確保の支援、 休日、夜間における医療を確保す 消防組合などと連携を図りま

○消防防災については関係機関との連携の確保に取り組みます。

○交通安全・防犯対策として警察、交通安全推進活動や青パト隊の活動を進めるとともに、公用車の「地域みまもりるとともに、公用車の「地域みまもりるとともに、公用車の「地域みまもり」

害派遣協定を結んでいる宮城県南三陸●東日本大震災から5年を迎えます。災カメラの活用を図ります。

町に職員を派遣して復興を支援すると

○環境保全については、水環境の改善やでみの不法投棄をさせない環境づくり、でみの不法投棄をさせない環境づくり、で家対策を推進するほか、でみの減量化・リサイクルの推進、処理施設の延化・リサイクルの推進、処理施設の延伸を図るとともに、養人地区の農業を排水施設の機能強化対策事業に取り組みます。

●平成21年度から取り組んでいる(仮称)●道路整備については、「災害に強い道づくり」・「安心・安全な生活に繋がる道づくり」・「安心・安全な生活に繋がる道づくり」・「交通形態の変化に対応できる道づくり」・「大通形態の変化に対応である。

●市道に架かる橋梁については、事後保●市道に架かる橋梁については、事後保

路整備を行います。

雨時に浸水被害が予測される地域の道

た側溝整備」を基本に進めるほか、大

●公営住宅については、小水流団地建てします。

区域内の未給水地区解消をはじめ、水の水道事業については、山野水源地給水

簡易水道統合計画に基づき施設の統合簡易水道統合計画に基づき施設の統合に係 と連絡管整備を行うほか、富士簡易水 る整備を進めて平成30年度までに上水る整備を進めて平成30年度までに上水る整備を進めて平成30年度まで、また、

管理体制を強化します。
○今冬の寒波による断水等を教訓に危機

○暮らしやすさや防災等には、身近な組織である自治会の役割が重要であるこ

結びに

しっかりとした伝統の礎を築いてくれる協力、教職員の一所懸命な取り組みと等ームワーク、なによりも生徒の新しい環境への順応力の高さ、これらが融合しながら新しい歴史の一歩を踏み出しました。2年目に入る平成28年度は大口中央中学校の開校か平成27年度は大口中央中学校の開校か

ものと期待しています。

道施設・設備の計画的な改修、更新な

昨年8月末の台風15号による森林等の大きな被害と広範囲な停電や電話不通によって市民生活に甚大な影響を及ぼしまよって市民生活に甚大な影響を及ぼしまよって市民生活に甚大な影響を及ぼしまよって助け合いによる復旧作業が行われました。

また、今年1月末の40年ぶりの寒波にまた、今年1月末の40年ぶりの寒波にまる水道管等の破損による断水もありま後も迅速なライフライン等の確保を行い、後も迅速なライフライン等の確保を行い、から、学校や病院、各種施設、畜産後も迅速なライフライン等の確保を行い、









今年は10年になります。 平成18年豪雨災害から

ましょう。 平成28年度も安心安全な伊佐市を実現し 敵」ということを示唆しているものと思 市民もこれまでの災害の教訓を生かして 早めの避難に尽きると思います。行政も ません。平成18年の教訓を生かすならば 面の整備を行っても、 害を最小限にとどめることです。ハード 虎彦先生の言葉です。これは「油断大 害は忘れたころやってくる」という寺田 災害について必ず引用されるのが、「災 の災害は起こると思っていなければなり います。一度経験したことを生かして被 それを上回る規模

今年2月には地方創生事業の魁として、 基本計画を主要5本の柱に集約して平成 ます。伊佐市も人口ビジョンを策定し、 りますが、それは安心安全な市民の暮ら 文字や言葉を、多く見たり聞いたりする 28年度の施政方針をご説明いたしました。 しがその基盤にあることを前提にしてい 志向の躍動感があり、期待するものであ ようになりました。新しい言葉には未来 「一億総活躍社会」や「地方創生」の

旧大口南中学校が

たします。 調査を深めながら、真に伊佐の地方創生 活性化を行う交流拠点施設としてオープ 支援や世代間・地域間交流、地域産業の 「e-Gaなんちゅう」の愛称で子育て となる施策や事業が展開できるようにい ンしました。平成28年度はさらに議論や

みやすいまち」ということです。 明確にイメージしています。それは の下降線を緩やかにすることが精一杯と 世代の負担となります。産業振興や子育 る事例もあるようです。維持管理費は次 るにも関わらず、新しい構造物を建築す 計画策定や事業実施に取り組んでいます 年近くの間に、どの自治体も競うように が、一気に地方の危機感を強めたこの2 て支援などに力を注ぎながら、人口減少 行っているのが現実です。遊休資産があ いう中で、私は伊佐市のあるべき未来を しかし、将来の財源確保が不透明な中で 人口減少や地方消滅というような表現

私は、 地方消滅の著者が書いておられ

くつか行われ、天保の改革失敗後の幕末 に思いを馳せてみました。二宮尊徳(金 りました。 ます。まさに幕末の動乱期へ入る頃であ 末の1856年に70歳で一生を終えてい れます。尊徳は1787年に生まれ、幕 満が大きくなり、改革が行われたと思わ たことや、経済格差などにより国民の不 した。旧来の制度が時代に合わなくなっ 享保の改革をはじめとして幕政改革がい を調べる中で気づいたことがあります。 治郎)が、どのような業績を残したのか (1868年) までの幕政は混沌としま 江戸時代は、100年過ぎたころから

興策を実行しました。 政改革とは関係なく、その村に合った復 救済に焦点を定め、国事をいっさい論じ 疲弊した藩の財政を再建したのです。幕 たず、荒廃した全国600余村を復興し、 ず、一滴の血も流さず、一発の銃弾も撃 この時期に尊徳は、貧困にあえぐ農民

国に頼ることなく、住民を説き、住民

の幕末と仮想して、 る2040年を、 現代

戸時代最後の約50年間

る。子孫に譲り、社会に譲る。この報徳 暮らし、今年得たものは来年のために譲 働き、自分の分限に応じて 真心を根本に置き、懸命に を用とす」ということです。 とし、分度を体とし、推譲 の力で復興を成し遂げまし 「至誠を本とし、勤労を主 た。原文から引用すれば

ります。 はない。必ず開拓できる。というのであ 故なり」とも書き記しています。我が道 の荒蕪は何万町あるも憂るにたらざるが である。一人の心の荒地を開拓すれば、 土地の荒地が何ねあろうが心配すること 本意とす。心の荒蕪一人開くる時は、 「それ我道は人々の心の荒蕪を開くを 人々の心の荒蕪を開拓するのが本意

ります。 思いを馳せ、現実と未来を見据えて、市 民の皆さまのご理解とご協力、ご指導を さなければならないと思います。歴史に 戒もしなければなりません。 幕末と20 乗ることだけに目を奪われ、身の丈に合 正に現代の地方自治体の地方創生に生か 必要なことです。しかしながら、時流に いただきながら平成28年度を運営して参 40年、二宮尊徳が教えるものを、私は わないことや将来展望の不透明さには警 国が打ち出す政策をうまく使うことも

思想の普及と実践が、偉大な成果を生ん

だものと思われます。





20

選挙権年齢が「満 18 歳以上」に引き下げられます

公職選挙法の一部改正に伴い、選挙権年齢がこれまでの満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられます。

この改正公職選挙法は、平成27年6月19日に公布され、1年後の平成28年6月19日から施行されます。施行後初めて公示される国政選挙から適用となるため、平成28年夏に予定されている参議院議員通常選挙から適用される見込みです。

今後、年齢満18歳以上 満20歳未満の人が、新た に選挙に参加(投票)で きることになります。

皆さん、政治や選挙に 関心を持ち、大切な一票 を投じましょう。



■右記の対象者のうち次に該当する人は、代理人が投票の記載をすることができます。

手帳等の種類	障がい名(障がいの程度)
身体障害者	上肢、視覚の障がい
手帳	(1 級)
戦傷病者	上肢、視覚の障がい
手帳	(特別項症〜第2項症)

問い合わせ先 市民課選挙係 ☎231311

自宅等で不在者投票ができる「郵便等投票」

■この不在者投票をするには「郵便等投票証明 書」の交付申請が必要です。

対象者 手帳等を持ち、次の表に該当する人 投票できる期間

選挙の公示(告示)日の翌日~投票日の前日

手帳等の種類	障がい名(障がいの程度)	
身体障害者 手帳	両下肢、体幹、移動機能の 障がい(1 級または 2 級)	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼう こう、直腸、小腸の障がい (1 級または3級)	
	免疫、肝臓の障がい (1級~3級)	
沿信 中	両下肢、体幹の障がい (特別項症~第 2 項症)	
戦傷病者 手帳	心臓、じん臓、呼吸器、ぼう こう、直腸、小腸、肝臓の障 がい(特別項症〜第3項症)	
介護保険 被保険者証	要介護状態区分(要介護 5)	

衣類・古布は可燃ごみ

平成25年4月から衣類・古布は燃えるごみとして収集しています。可燃ごみ袋(透明袋)に入れて各自治会のごみステーションに出してください。 ※ヒモでくくって、ゴミステーションに出さないでください。

圆 環境政策課環境保全係 ☎②1060





狂|犬|病|予|防|注|射|&|畜|犬|登|録

👺 📆 👯 生後 91 日以上の犬

※家の中で飼われている小型犬も対象です。

👺 再数料 注射料 3,400 円(注射料 2,850 円・注射済票 550 円)

登録料 3,000 円

犬病予防注射が

7k) 場所 時 間 9:20 ~ 9:30 城下公民館 $9:40 \sim 9:55$ 北さつま農協曽木支所 田原公民館 10:05 ~ 10:10 北さつま農協針持支所 10:25~10:35 土瀬戸消防詰所 10:45~10:55 11:05~11:15 西太良地区コミュニティセンター 深川公民館 $11:30 \sim 11:35$ 川西公民館 13:15~13:25 針牟田公民館 13:30~13:45 西方公民館 14:00 ~ 14:10 西太良田代公民館 $14:20 \sim 14:30$ 釘野々・上園さん宅前 $14:40 \sim 14:45$ 高塚公民館 $14:55 \sim 15:00$ 堂山公民館 15:10~15:20

1	l
場 所	時 間
荒瀬多目的集会施設	9:15~ 9:25
川南・農協川南出張所跡前	9:35 ~ 9:45
町舟津田上集会所	9:55 ~ 10:00
小川添公民館	10:10~10:20
永池鉱泉前	10:35 ~ 10:40
柳野三叉路	10:45 ~ 10:50
楠原集会施設	11:00 ~ 11:05
岩戸橋横	11:15~11:25
本城宇都集会施設	11:35 ~ 11:40
瓜之峰公民館	11:50 ~ 11:55
薬師神社鳥居前	13:15~13:25
下市山集会施設	13:35 ~ 13:40
上市山・岡山さん宅前三叉路	13:45 ~ 13:50
東市山集会施設	14:00 ~ 14:10
上市山集会施設	14:20 ~ 14:25
北部集会所跡	14:35 ~ 14:45
田中下・小山商店横	14:50 ~ 14:55
田中中・北山商店前	15:05 ~ 15:15
田中・南方神社	15:25 ~ 15:30
田中上集会施設	15:40 ~ 15:50

場所	時 間
徳辺下集落センター	9:15~ 9:25
楠本集会施設	9:35~ 9:40
新拓集落センター	9:55 ~ 10:00
新川集落センター	10:10~10:20
姫宮神社前	10:35 ~ 10:45
徳辺上集落センター	10:55 ~ 11:05
停車場青少年会館	11:15~11:20
下名集会施設	11:30 ~ 11:40
下手須川・ごみ収集所横	13:15 ~ 13:20
下手上多目的集会施設	13:30 ~ 13:40
下手風呂元・田上さん宅前	13 : 45 ∼ 13 : 50
築地・若宮神社前	14:00 ~ 14:10
築地集会施設	14:20 ~ 14:30
共進地区教育集会所	14:40 ~ 14:50
共進納骨堂前	15:00 ~ 15:10
前目上・杉本さん宅前	15:20 ~ 15:25
前目公民館	15:30 ~ 15:40

⁵/13 **金**

場 所	時 間
本城地区集会施設	9:15~ 9:25
青木元地区教育集会所	9:35 ~ 9:45
比良地区集会施設	9:55~10:00
荒田地区集会施設	10:10~10:20
大峰・ごみ収集所横	10:30 ~ 10:35
下荒田公民館	10:45 ~ 10:55
花北下・中間商店前	11:05 ~ 11:15
花北営農研修センター	11:25 ~ 11:35
重留南集落センター	11:45 ~ 11:50
湯之尾校区集会施設	13:20 ~ 13:30
山下・鵜泊青少年会館	13:40 ~ 13:50
湯之元・市営公衆浴場横	14:00 ~ 14:05
猶原集会施設	14:15 ~ 14:20
平沢津公民館	14:30 ~ 14:35
小原松山・園田さん宅前	14:50 ~ 14:55
山田地区集会施設	15:05 ~ 15:10
山田・ひまわり館	15:20 ~ 15:30
市役所(菱刈庁舎)東側車庫前	15:45 ~ 15:55

環境政策課環境保全係 ☎221060

毎年必ず接種させましょう。

4/6 ®

場所	時間
永尾公民館	9:10~ 9:20
北さつま農協目丸出張所跡	9:30 ~ 9:45
北さつま農協東支所	9:55 ~ 10:10
上青木東・中島修宅前	10:20 ~ 10:25
新青木・木ノ下商店前	10:35 ~ 10:45
上青木中公民館前	10:55 ~ 11:05
松ノ口三叉路	11:10~11:15
篠原公民館	11:25 ~ 11:35
山ノ口・川崎商店前	13:15 ~ 13:25
北さつま農協木ノ氏出張所跡	13 : 35 ~ 13 : 50
奈良野公民館	14:05 ~ 14:15
永野原・福吉理髪店前	14:25 ~ 14:35
牛尾消防詰所前	14:45 ~ 14:55
旧焼酎資料館前	15:05 ~ 15:15

4/8 🛳

場 所	時間
大口中央中学校正門入口	9:10~ 9:25
水ノ手公民館	9:35 ~ 9:50
原田公民館	10:00~10:15
小水流・あたご店前	10:25~10:55
北薩森林管理署前市役所車庫	11:05~11:20
仲町公民館跡前	11:30 ~ 11:40
中央公民館跡	13:20~13:40
浜里公民館	13 : 50 ∼ 13 : 55
木崎・大岩さん宅前	14:00 ~ 14:10
木崎公民館入口	14:20 ~ 14:25
高柳公民館	14:35 ~ 14:45
大田公民館	14:55 ~ 15:05

4/11 ⁹

場 所	時 間
春村公民館三叉路	9:20~ 9:35
小木原東諏訪神社	9:45 ~ 10:00
小木原上公民館	10:10~10:20
停車場公民館(駅跡公園)	10:30 ~ 10:50
旧山野中学校体育館横	11:00~11:10
尾之上公民館	11:20~11:30
中村林産前	13:15~13:20
小川内公民館	13:30 ~ 13:40
五女木公民館	13:55 ~ 14:00
旧山野西小学校前	14:15~14:20
猩々公民館	14:50 ~ 14:55
井立田ポンプ室前	15:00~15:05

4/13 ®

場 所場 所	時 間
山野基幹集落センター	9:20 ~ 9:40
石井・旧小泉商店前	9:50~10:00
中村橋三叉路	10:10~10:20
石井公民館	10:25 ~ 10:40
木地山橋横	10:55~11:00
旧布計駅前	11:15~11:20
平原・下村橋横	13:10~13:25
渕辺・谷川政昭さん宅横	13:35 ~ 13:45
北さつま農協平出水支所	13:55 ~ 14:15
平出水上公民館	14:30 ~ 14:40
日東公民館	14:55 ~ 15:00

⁴/15 ^(a)

	ı
場 所	時間 問
園田・梅木田商店前	9:10~ 9:25
鳥巣上公民館	9:35 ~ 9:45
富士福祉館	9:55 ~ 10:05
大島北公民館	10:15~10:25
大島南公民館	10:35 ~ 10:50
羽月地区公民館	11:00 ~ 11:15
須原・馬頭観音様前	11:25 ~ 11:30
萩谷神社前	11:35 ~ 11:40
北さつま農協白木倉庫	13:20~13:30
白木地区集会施設	13:40 ~ 13:50
羽山公民館	14:15~14:25
白木・久野さん宅入口	14:40 ~ 14:50
羽月北山之神公民館	15:00 ~ 15:05

4/18 ⁹

場所	時 間
金波田・岩城さん宅前	9:10~ 9:20
金波田公民館	9:30 ~ 9:40
堂崎公民館	9:45 ~ 9:50
羽月鉄道記念公園前	10:00~10:10
高津原・土師さん宅前	10:20~10:25
湯ノ谷・本石さん宅前	10:35 ~ 10:45
下殿公民館前	11:00~11:10
下ノ木場精米所前	11:20~11:30
八代公民館	13:10~13:25
宮人公民館	13:35 ~ 13:50
馬渡公民館	14:00 ~ 14:05
羽月田代公民館	14:20 ~ 14:30
辺母木公民館	14:40 ~ 14:50
羽月西青少年センター	15:00 ~ 15:15
川岩瀬公民館	15:25~15:35

◎注射には、飼い犬をしっかり捕ま

伊佐市「ふれあい講座」受講生募集

<mark>ふれあい講座(12 回)</mark>期間:6月~11月

番号	講座名	学習内容(講師)	学習日	時間	場所	定員
1	楽しい絵画教室	デッサンから作品制作まで楽しく描きましょう。(林宏子)	第1・3 土曜	10:00 ~ 12:00	第4会議室	15
2	絵手紙入門	葉書に四季の草花を描いて大切な人に送りませんか。(松下竹二郎)	第1・3 水曜	9:00 ~ 11:00	工作実習室	15
3	古布創作	タンスの中の着物等を再生、自分に合うものを創作しましょう。(蔵内順子)	第2・4 火曜	19:00 ~ 21:00	工作実習室	15
4	焼き物教室	焼き物入門、初めての方チャレンジしませんか。(河野眞智子)	第2・4 土曜	13:00 ~ 17:00	工作実習室	15
5	やさしいピラティス	簡単な運動を行い、筋肉のバランスを整えて均整のとれた体を。(大藪良子)	第2·4火曜	19:00 ~ 21:00	ダンス練習室	25
6	エッセイ教室	日々の出来事などを文章にしてみませんか。(田ノ上淑子)	第2・4日曜	9:30 ~ 11:30	工作実習室	15
7	伊佐ふるさと探訪	伊佐の歴史と現代の施設を学びながら、ふるさと発見!(原田純一)	第2・4金曜	13:00 ~ 16:00	視聴覚・市内外	20
8	なごやか市民教室	老若男女問わず、身の周りのことや趣味的なことを楽しく学びましょう!(社会教育課)	第1・3金曜	9:30 ~ 11:30	視聴覚室	20
9	シニアいきいき教室	65 歳以上対象、多種多様な講座と学習交流を行います。(社会教育課)	第2・4 木曜	9:30 ~ 11:00	多目的ホール	50
10	使える英会話	自己紹介や、簡単な道案内など初心者のための英会話教室です。(井ノ上千秋・松下弘子)	第1・3金曜	19:00 ~ 21:00	視聴覚室	20
11	かろやかに社交ダンス	初心者のための社交ダンスです。基本のステップからはじめましょう。(前田浩)	第2・4 土曜	19:00 ~ 21:00	ダンス練習室	20
12	健康体操教室	日常生活のなかで簡単にできる健康体操について学びましょう。(坂元克子)	第1・3金曜	10:00 ~ 11:30	ダンス練習室	25
13	鹿児島弁講座	楽しく鹿児島弁を学び、郷土の文化を学習しましょう。(川越孝市)	第2・4 土曜	13:00 ~ 15:00	第4会議室	20
14	かんたんスイーツづくり	自宅で簡単にできるおやつを作ってみませんか。(森田奈美・中村英以)	第1・3 土曜	15:00 ~ 17:00	調・和2	10
15	油絵入門	油絵を楽しく学んでみませんか。(海老原政秋)	第1・3日曜	9:00 ~ 11:00	第4会議室	15
16	はじめての手話	手話をはじめませんか基礎から学習しましょう。 (濱木奈奈美)	第1・3日曜	13:30 ~ 15:30	工作実習室	20

<mark>ふれあい講座(6回)</mark>期間:6月~11月

番号	講座名	学習内容(講師)	学習日	時間	場所	定員
17	リラックスヨガ	呼吸法を用い、ストレス解消に役立つリラクゼーションプログラムです。(土生さとみ)	第1金曜	19:00 ~ 20:30	多目的ホール	25
18	KOBA 式体幹バランス トレーニング	肩こり、腰痛でお悩みの方にお勧め。柔軟性・バランス性・安定性・連動性を高める プログラムです。(土生 さとみ)	第3金曜	19:00 ~ 20:30	多目的ホール	10
19	やさしいアロマテラピー	アロマの基礎を学んで生活に癒しと楽しみを加えてみませんか。(中村好江)	第1火曜	19:00 ~ 21:00	工作実習室	15
20	俳句入門	五・七・五による言葉の調べにより心の中の情景を広げる俳句を学びましょう。(山之口光子)	第1土曜	13:30 ~ 16:00	絵画室	15
21	伊佐の遺跡に学ぶ	県の考古学発祥の地「伊佐の遺跡」をいっしょに学びませんか。(新東晃一)	第1水曜	14:00 ~ 16:00	視聴覚室	25
22	男性のための 料理教室	おいしい料理を作りませんか。土曜のランチをいっしょに作りましょう。 (食生活改善推進委員会)	第3土曜	10:00 ~ 13:00	調•和2	20
23	エコクラフト手芸講座	エコフラフトを使って、自分だけのオリジナルバックを作ってみませんか。(川畑章子)	第2水曜	13:00 ~ 15:00	絵画室	15
24	気軽にトレッキング	伊佐の山や自然(鳥神岡や奥十曽等)を歩いてみましょう [現地集合できる人のみ]。 (前原博文)	第1土曜	9:00 ~ 14:00	伊佐市内現地	15

<mark>ふれあい講座(5回)</mark>期間:6月~10月

番-	講座名	学習内容(講師)	学習日	時間	場所	定員
25	海音寺文学に親しもう	海音寺潮五郎の作品にふれてみませんか。(鹿児島純心女子大学 古閑章教授)	第4土曜	14:00 ~ 15:30	視聴覚室	30

申込期間 4月8日(金)~5月8日(日)※定員になり次第締め切ります。

※4月22日までは、その講座を初めて受講する人のみを受け付けます。

ただし、4月22日現在で定員に満たない講座は、1回受講したことがある人に限り受け付けます。

※3講座まで申し込みできます。

※シニアいきいき教室(高齢者教室)については、この限りではありません。

受講料 ○ 12 回講座 2,500 円 ○ 6 回・5 回講座 1,500 円 ※別途教材費が必要な講座もあります。

申込方法 大口ふれあいセンターに備え付けの「伊佐市ふれあい講座申込書」に必要事項 を記入し、受講料を添えて大口ふれあいセンター1階窓口に提出してください。

開講式 5月22日(日)

問い合わせ先 社会教育課社会教育係 ☎231311

各種市民相談一覧 (平成28年度)

※ 赤字の相談は予約制です。 健康長寿課地域包括支援係・高齢者支援係 0 **8**30011 **8**8 4 1 2 西31311 5 1 1 1 西31311 **E** (3) 1 1 1 \sim 市民課市民係 ☎②1311 予約受付先:加治木年金事務所お客様 .3511 **E** (3) 1 1 1 3 3 2 **33** (3) 5 (S) (D) 市民課人権啓発・市民相談係 (S) (S) 市民課人権啓発·市民相談係 問い合わせ先 環境政策課(衛生センター) **否** ② 1 0 6 0 企画政策課共生協働推進係 **召**②1311 **3**0995.62 社会福祉協議会菱刈本所 社会福祉協議会大口支所 農業委員会 (菱刈庁舎) 健康長寿課健康推進係 こども課こども健康係 健康長寿課介護保険係 こども課こども健康係 ども課こども相談係 教育委員会学校教育課 西31336 (直通) **E** (3 1 1 1 (菱刈庁舎) 相談室 IJ 消費生活相談 員·市職員 行政相談委員 人権擁護委員 社会保険労 務士 教育相談員 相談員 家庭児童 相談員 保健師等 保健師等 弁護士 市職員 市職員 市職員 市職員 市職員 市職員 専門員 トータルサポート 社会福祉協議会 菱刈本所 社会福祉協議会 大口元気こころ館 大口元気こころ館 大口元気こころ館 大口元気こころ館 菱刈庁舎3階 教育相談室 相談場所 企画政策課 健康長寿課 環境政策課 農業委員会 健康長寿課 バし館 ども課 まごし館 まごし館 まごし館 まごし館 大口支所 市民課 #6 $9:00 \sim 12:00$ 13:30~16:30 1人30分間 $10.00 \sim 15.00$ $9:00 \sim 12:00$ $10.00 \sim 15.00$ $9:00 \sim 17:00$ $8:30 \sim 17:00$ $9:30 \sim 15:30$ $13:30 \sim 15:30$ $\sim 17:00$ $8:30 \sim 17:00$ $8:30 \sim 17:00$ $10.00 \sim 15.00$ $10.00 \sim 15.00$ $8:30 \sim 17:00$ $9:30 \sim 11:00$ $9:00 \sim 16:00$ 12:15~13:00を除く $9:00 \sim 17:00$ 最終受付時間 15:00 相談時間 8:30 4/5 6/7 8/2 10/4 • 18 12/6 2/7 3/9 8/2 · 16 9/5 · 20 10/11 · 25 11/8 · 22 12/5 · 20 1/6 · 24 2/14 · 28 3/14 · 28 5/10 7/5 9/6 10/18 11/1 1/10 3/7 4/14 6/9 8/18 10/13 12/8 2/9 4/28 5/25 6/23 7/27 8/25 9/28 10/27 11/30 12/15 1/25 2/23 3/22 2/7 4/4 • 19 5/9 • 24 6/6 • 21 7/4 • 19 5/12 6/6 7/7 8/4 9/8 10/20 11/17 12/8 1/12 2/9 3/2 3/7 5/12 7/14 9/8 11/10 1/12 6/1 8/23 10/18 12/1 4/19 6/1 8/9 12/6 偶数月 第1水曜日 奇数月 第1水曜日 市役所開庁日 市役所開庁日 市役所開庁日 市役所開庁日 市役所開庁日 市役所開庁日 市役所開庁日 市役所開庁日 4/5 (農地の賃借・管理全般に関する相談 人権維護委員による人権に関する相 談(近隣・家庭内のモメゴト、婚姻 離婚、相続、人権に関すること) 環境に関する相談(水質・悪臭 騒音・振動・犬猫など) 年金事務所による国民年金・厚 生年金に関する相談 家庭における児童についての悩 み事に関する相談 学業生活、不登校、いじめ問題 などに関する相談 日常生活上の不安や悩み事など に関する相談 配偶者や交際相手からの暴力及び ストーカー行為等に関する相談 高齢者サービスに関する相談 弁護士による無料法律相談 (法律関係全般) 行政に関する苦情や相談 健康・介護に関する相談 消費生活に関する相談 介護保険に関する相談 (トラブルや苦情等) 育児に関する相談 高齢者の総合相談 農地の賃借・管理相談 環境に関する相談 栅 健康・介護相談 女性相談・DV st 相談 消費生活相談 介護保険相談 相談名 無料法律相談 特設人権相談 移動年金相談 家庭児童相談 (要予約) 要予約) 心配事相談 行政相談 育児相談 教育相談

伊佐市高齢者福祉サービス

次のような高齢者サービスを実施しています。希望する人は早めに申請してください。 (家族や代理の人でも申請できます。) 自分で申請ができない人は、民生委員・自治会長・ 福祉協力員にご相談ください。



サービス名	対象者	内容	利用者の負担	手続き	
福祉タクシー 利用券	平成 28 年度中に 75 歳以上になる 高齢者(昭和 17 年 3 月 31 日生まで) 身体障害者手帳 (1・2級) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳)者	通院、買物、公共施設等の ために使える1枚500円の タクシー利用券を年24枚 発行 (1回3枚まで使用可)	タクシー料金から 助成額を差し引い た額	健康長寿課(大口庁舎)	
はり・きゅう施術助成	平成 28 年度中に 70 歳以上になる 高齢者(昭和 22 年 3 月 31 日生まで) で、医療給付の対象とならない 「はり・きゅう施術」を受ける人	1 枚 500 円の受診券を年 20 枚発行	1 回当たり 500 円 の助成額を差し引 いた額	健康長寿課分室(菱刈庁舎)	
総合保健福祉 センター (まごし館) 利用証	70 歳以上の高齢者 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 】者	まごし館の温泉浴室等の使 用料の減額	1 回当たり 150 円	必要な物・印鑑・該当する手帳等・免許証や保険証	
寝具乾燥 サービス	在宅の 65 歳以上の寝たきり高齢者 及び身体障害者手帳 (1・2 級) 所 持者	寝具類(掛布団、敷布団、 毛布)の洗濯・乾燥 (年3回まで)	1 回当たり 660 円	など受給者の身 分を証明できる もの	
理髪サービス	在宅の 65 歳以上の寝たきり高齢者	理髪業者が居宅において理 髪を行います(年4回まで)	1 回当たり 400 円		
長寿祝金支給	4月1日から翌年の3月末日まで に、88歳、100歳になる人	・1 万円と記念写真(88 歳) ・8 万円(100 歳)	_	市から支給対象者 に通知	
老人介護手当 支給	65歳以上で要介護認定4以上の人を6か月以上同居またはこれに準ずる状態で介護している介護者	支給決定した翌月分から対象となる月に1万円を支給する(3月と9月に分けて支給)	_	健康長寿課	
日常生活用具給付	65 歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等	自動消火器の設置経費の助 成	利用者の世帯の所得 税額による区分に応 じて決定します	(大口庁舎) 健康長寿課分室	
日常生活用具貸付	おおむね 65 歳以上であって、心身機能の低下に伴い身体介護が必要な寝たきり高齢者等(介護認定者を除く)	電動ベッドの貸付	無料	(菱刈庁舎) 必要な物 ・印鑑	
徘徊高齢者 対策	徘徊のみられる認知症高齢者また はその高齢者を介護している家族 等	徘徊探知機の機器購入等に 要する初期費用を助成 (上限 1 万円)	助成額(上限1万円) を超える額		
緊急通報装置 設置	65 歳以上の高齢者のみの世帯及び 身体障がい者のみの世帯	自宅の電話に通報装置を設置し、協力者へ緊急時に連 絡できる体制を作る	使用電話回線の基本料金及び通話料・ 破損修理代金 ※設置は市で行います。		
生活支援 サービス	65 歳以上の要介護認定を受けてい ない高齢者で、病中病後など一時 的に支援を必要とする人	家事・買い物などの生活支援サービス費用の一部を助成	1 時間当たり 100 円	健康長寿課 (大口庁舎)	
緊急医療 情報キット	・災害時要援護者台帳登録者 ・ひとり暮らしの 65 歳以上の高齢 者 ・65 歳以上の高齢者のみの世帯に 属する人	情報シートにかかりつけ医療 機関・持病や服薬などの情報 を記入して自宅の冷蔵庫に保 管し、救急や災害時に、救急 隊等に医療情報を提供する	無料	健康長寿課分室 (菱刈庁舎) 必要な物 ・印鑑	
日帰り入浴 サービス	市内の 60 歳以上の高齢者で老人 クラブ連合会所属の会員または任 意団体	介護予防の一環で、まごし 館において給食や入浴など のサービス提供	1 回当たり 1 人 1,000 円	伊佐市社会福祉協 議会に団体で申し 込み な 4120	
高齢者給食サービス	65 歳以上の高齢者のみの世帯及び 身体障がい者	月曜日から土曜日まで 昼食や夕食の提供	1 食当たり 650 円 (ご飯無しは 550 円)	伊佐市社会福祉協 議会に申し込み 大口地区 ☎3 0011 菱刈地区 ☎3 4120	

問い合わせ先 健康長寿課高齢福祉係 ☎231311